

※株式会社YOUTURN人材紹介サービス契約書より手数料、返金規定についての記載を抜粋

#### 第4条(紹介手数料)

乙が本業務の遂行により甲に対し紹介した人材(以下「候補者」と総称する。)が甲に採用された場合、甲は乙に対し、乙が実施した本業務の対価(以下、「紹介手数料」という)として、以下のとおりの金銭を支払うものとする。但し、当該紹介手数料の支払いは乙が別途指定する銀行口座への振込みにより行うものとし、振込みに要する手数料は甲の負担とする。尚、本項に関して個別契約書や覚書などにより甲乙の事前の合意がなされた場合、その内容が優先される。

##### (1)紹介手数料について

紹介手数料は、採用が決定した候補者の採用初年度予定年収(通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む)の50%とする。

##### (2)支払い日について

採用が決定した候補者の入社日の属する月の末日を締め日とし、その翌月末日限り払うものとする。

前項の定めに関わらず、乙が甲に対し候補者を紹介する以前に、甲が、乙以外の第三者から当該候補者の紹介を受けることその他の方法により候補者との接触を行った場合は、甲の乙に対する紹介手数料支払い義務は発生しないものとする。

乙の本業務遂行に要する費用は、乙の負担とする。

---

#### 第5条(紹介手数料の返金)

この契約に基づき甲が採用した候補者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の候補者の責に帰すべき事由により、入社日以後12ヶ月以内に退職した場合には、乙は甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻すこととする。尚、払い戻しの期日は、採用した候補者の退職日が属する月の翌月末日までとし、甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。また、振込手数料は乙の負担とする。

- ・入社後2ヶ月未満に退職:紹介手数料の100%
- ・入社後2ヶ月以上6ヶ月未満に退職:紹介手数料の50%
- ・入社後12ヶ月以内に退職:紹介手数料の25%

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する退社の場合その他甲の都合により当該候補者が上記期間内に退職することとなった場合はこの限りではない。